

## 少年法「改正」法案に反対する会長声明

法制審議会少年法(犯罪被害者関係)部会は、2008(平成20)年1月25日、少年法「改正」要綱(骨子)を採択し、同年2月13日法制審議会総会で同要綱が採択され、答申がなされた。同年3月7日には閣議決定がなされ、法案の審議入りがなされる。

この法案のうち、①犯罪被害者等による少年審判の傍聴を可能とすること、②犯罪被害者等による記録の閲覧、謄写の対象範囲を拡大することについては、少年事件手続が少年の更生と再非行防止に果たす教育的・福祉的機能を損なうおそれが強く、当会は、以下のとおり、その法案に強く反対する。

①について、法案は、被害者等による傍聴を許す家庭裁判所の判断基準を「少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるとき」とし、対象範囲の要件の特定も不明確である。

これでは、少年の健全育成という少年法1条の理念が後退し、少年の更生の観点から相当とは言えない場合でも、被害者等の申し出により、裁判長が審判傍聴を許すという運用になりかねない。

そもそも、少年は言葉による自己表現やコミュニケーションを行う力が十分ではなく、被害者等の審判傍聴により萎縮し、事件の内容や非行時の内心の状態、審判の時点での素直な気持ちなどを、ありのままに話せなくなることは避けられない。少年が、裁判官の問いに対し、十分に答えられなかったり、過度に防衛的な受け答えをしたり、審判の場において表面的な謝罪や反省に終始することも生じるであろう。

そうすると、審判における正確な事実認定や、少年審判の本質というべき要保護性的的確な把握に支障が生ずるばかりか、少年による素直な内心の吐露を前提とした、裁判官らによる少年への教育的働きかけが困難となる。

また、少年審判は「懇切を旨として、和やかに行う」ものとされているが(少年法22条1項)、被害者等の傍聴がなされる場合は、裁判官がその被害者等の心情等を配慮して、従来よりも、少年に対して糾問的な姿勢で接したり、儀礼的、形式的な形で審判指揮を行うおそれがあり、被害者等を意識した審判運営に変容していくのではないかとの強い懸念もある。

犯罪被害者等による審判の傍聴については、現行制度のもとでも、少年審判規則29条に基づき、裁判所が認める範囲で審判への在席が認められる場合があり、それ以上の規定を設けるべきではない。

②についても、閲覧・謄写の対象範囲を、法律記録の少年の身上経歴などプライバシーに関する部分や社会記録についてまで拡大することには反対である。かかる取扱の変更は、少年の更生に対する影響からみて容認できない。

今なすべきことは、各関係機関が被害者等に対し、2000(平成12)年少年法「改正」で導入された、被害者等による記録の閲覧・謄写(少年法5条の2)、被害者等の意見聴取(少年法9条の2)、審判の結果通知(少年法31条の2)の各規定の存在をさらに丁寧に知らせ、これを被害者等が活用すること及び犯罪被害者に対する早期の経済的、精神的支援体制の制度を拡充することである。

以上のおおりに、上記①②の改正案については、少年法の理念と目的に重大な変質をもたらすおそれがあるから、当会はこれに強く反対するものである。

2008年(平成20年)3月21日

兵庫県弁護士会

会長 道上 明